

令和元年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 アクティオ株式会社（四日市市勤労者・市民交流センター）
商工農水部商工課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月17日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【アクティオ株式会社】

<p>(1) 協定書に定められた報告書等について 基本協定書第16条第7項に基づく防火管理者の氏名の通知がなされていなかった。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月26日 基本協定書第16条第7項の規定により、甲種資格を有する者を防火管理者として商工課に通知した。</p>
<p>(2) 領収書について 次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	
<p>ア 書損となった領収書の廃棄。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 書き損じた領収書は廃棄せず、控えと共に保管することをスタッフ全員に周知し徹底した。</p>
<p>イ 連番の未記載。</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 領収書に年度と番号を連番として記載することとした。（例、20-001）</p>

【商工農水部商工課】

特になし

令和元年度 公の施設の指定管理者監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 アクティオ株式会社（四日市市勤労者・市民交流センター）
商工農水部商工課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月17日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【アクティオ株式会社】

<p>(1) 自主事業について 自主事業については、よりニーズの高い内容の事業を実施できるよう、関係団体と意見交換を行うなど幅広く情報収集を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 現在、「就労支援」では、施設に事務所を設けている連合三重三四地協と協議を行っており、「ボランティア支援」では各種団体への声掛けを行っている。また、各種講座及び来館時のアンケートにより情報収集を実施している。今後、講座内容の大枠の方向性を設定し、関係団体への提案、協議を実施していく。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日 今年度（令和2年度）にて「就労支援講座」を連合三重三四地協に提案し、「ボランティア活動支援」、「手話教室」などの計画をボランティア団体にも提案したが、コロナ禍により再検討および中止となった。今後引き続き協議を実施していき、またアンケートなどから、ニーズに合わせた事業を引き続き研究していく。</p>
<p>(2) 貸室の予約について 貸室の予約は先着順となっているため、受付開始日の前日から利用者が並ぶ様子が見受けられるとのことである。また、利用希望者が一度に予約ができる日数や部屋数の上限がないため、特定の個人・団体によって多くの貸室が利用され、その他の市民が使用しづらい状況が発生している。広く多くの市民に当施設が利用されるよう、所管課と協議し、予約の方法について検討を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 月初の予約日に並んでいる利用者のご意見や他施設の実施状況の調査を行い、所管課の商工課と協議していく。</p>
	<p>【 継続努力 】 令和 3年 3月27日 受付開始日の予約について、利用重複の多い土、日曜日は予約1回につき週1回分のみとする内容を商工課と協議している。今後、令和3年3月30日に開催を予定している勤労者・市民交流センター運営委員会において、利用者代表も含む委員の皆様にご意見を伺い、最終決定する。</p>

<p>(3) 周辺施設整備による影響について 令和3年に開催される三重とこわか国体・三重とこわか大会に向けて、中央緑地公園の駐車場等周辺の施設が整備されることにより、当施設の利用者も増加する可能性がある。周辺施設整備による影響や新たなニーズを考慮し、必要に応じて対策を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 中央緑地公園でのとこわか国体に関連する団体の利用可能性や周辺施設からの当センター利用についての情報収集を行っており、その情報から対策を検討していく。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 2月26日 「とこわか国体四日市市実行委員会」と打合せを行い、体操、サッカー、空手道の各競技にてリモート使用も含めた利用は予約を確認しており、最終決定は令和3年6月の予定である。また、中央緑地公園の立地を利用した「子ども教室」を立案し、令和3年度に実施予定である。</p>
<p>(4) 内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて指定管理者内でのチェック・牽制体制が十分に機能していない。事務処理のルールを再度確認し、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 4月 1日 施設責任者（センター長）長期休業時の確認印不備があった。事務処理についての再確認、担当責任者の業務再確認で、内部事務管理の徹底を行った。</p>
<p>(5) スリッパの設置場所について 多目的ホールは上履きを履いて利用する人が多いため、外に出る際に上履きから靴への履き替えが不要になるよう、上履きの上から履けるスリッパを多目的ホールの入り口に用意している。そのスリッパのままトイレを利用し、多目的ホールまで廊下を歩くのは衛生的ではないと考えられるため、スリッパをトイレ付近に設置し、多目的ホールとトイレの間にマットを敷くなど衛生面の改善を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月27日 トイレの全面改装を令和2年設計、令和3年工事で計画されており、スリッパの設置等の案件も同時に検討する。</p> <p>【 継続努力 】 令和 3年 3月27日 本館のトイレ全面改装時に多目的ホールとトイレの間にマットを敷く方向で検討中である。</p>

【商工農水部商工課】

<p>(1) 指定管理者との調整会議に係る記録について 毎月の調整会議の記録及び資料が供覧されていなかった。協議・報告内容を共有するため、課内で供覧すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 元年12月27日 令和元年度4月から12月分について課内で供覧した。なお、令和元年度1月分からは毎月供覧しており、今後も継続して供覧する。</p>
<p>(2) 指定管理者への指導監督について 指定管理者の事務処理において、基本的な部分でいくつかの指摘事項が見受けられた。事務処理のルールについて指導を行うとともに、定期的に収入・支出関係証拠書類の調査・照合を行うなど牽制を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 6月18日 モニタリングレポート作成のため、現地にて収入・支出関係証拠書類の調査・照合を行った。今後も、抜き打ち調査等も含め、定期的に実査を行っていく。</p>

<p>(3) 利用料金について ア 貸室の利用料金について、条例で「商業宣伝、営業又はこれらに類する目的の場合は100分の200をそれぞれ乗じて得た額を加算する。」と定められているが、どのような場合が「商業宣伝、営業又はこれらに類する目的」に該当するのかわかる判断基準が定められていない。具体的な基準の策定について検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月 27日 指定管理者と利用状況等を踏まえ協議を行い、他施設での商業宣伝等に利用する場合の判断基準も参考にしながら、基準の策定について検討していく。</p>
<p>イ 貸室の利用料金の減免について、「その他市長が特に必要があると認めた場合」は5割減額することが施行規則により定められているが、その具体的な基準は明確に定められていない。市の委託事業に限り認めるという運用をしているとのことであるが、そうでない事例も見受けられた。どのような場合に認められるのかわかる具体的な基準を策定し、明確にすること。併せて、指定管理者に対し、減免するときは、減免決定に係る文書においてその根拠を明らかにするよう指導すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 3月 12日 利用料金にかかる減免基準を策定するとともに、減免決定に係る根拠書類を添付するよう指定管理者に対し指導した。</p>
<p>(4) 指定管理者の勤務状況の把握について 所管課として指定管理者の人員配置の確認はしているが、時間外勤務の状況については把握していないとのことである。時間別のシフト体制がどうなっているか、また、指定管理料が適切かどうかを判断するためにも、勤務状況について把握する必要があると思われるため、可能な範囲で指定管理者の職員の勤務状況について確認を行うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 6月 18日 指定管理者の人員配置について、勤務状況を把握するため、現地においてタイムカードの確認を行った。今後も定期的に実査を行っていく。</p>
<p>(5) 職員用駐車場について 本館の西側に指定管理者の職員が利用する駐車場が設けられている。市民に職員用駐車場であるということが明確に分かるような表示について、指定管理者と協議すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 2月 2日 指定管理者の職員が利用する駐車場について、指定管理者と明記の方法を協議し、指定管理者において看板の設置を行った。</p>